

役員（理事・監事）及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

役員（理事・監事）及び評議員への報酬等の支給は、下記の定款の定めにより無報酬とする。

記

社会福祉法人京都梅花園 定款（抜粋）

（評議員の報酬等）

第 8 条 評議員の報酬については、支給しない。

2 評議員には費用を弁償することができる。

（役員の報酬等）

第 22 条 役員の報酬については、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

以 上